

【 事 務 連 絡 】  
平成 28 年 1 月 14 日

兵庫県交通安全県民運動  
推進（協働）機関・団体 御中

兵庫県企画県民部  
地域安全課交通安全室

徳島県における「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の周知について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より交通安全県民運動はもとより、県政各般にわたりご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては徳島県危機管理部県民くらし安全局生活安全課長より、当室長宛に周知依頼があったものとなります。

徳島県では、昨年 10 月に盲導犬を連れた視覚障がい者と後退中の車両との衝突による交通死亡事故が発生し、これを受けて標記条例が制定されました。

また、同条例第 26 条には、別添依頼文に記載のとおり交通安全に関する規定があり、同条のみ平成 27 年 12 月 25 日交付、即日施行となっておりますが、同条の規定に罰則はなく、当県に同種規定を設けた条例はありません。

しかしながら、徳島県は隣接県であり、大変痛ましい交通死亡事故が発生していることから、関係する企業、団体等に対して、同条例の周知及び交通安全への啓発についてのご協力を賜りますようお願いいたします。

【 担 当 】

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県企画県民部

地域安全課交通安全室 宮阪

TEL 078-341-7711（内線 2825）

e-mail Seishirou\_Miyasaka@pref.hyogo.lg.jp